

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2012年度第5回中国日本商会IPG会合／JETRO知財セミナー開催のご案内

2012年度第5回中国日本商会IPG会合／JETRO知財セミナーを以下のとおり開始致します。第1部は中国IPG会員のみが参加し、中国日本商会IPG（北京IPG）運営に関わる連絡や中国日本商会IPG各WG活動の情報共有を図ります。第2部は中国IPG会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。

参加を希望される方は、弊社ウェブサイトをご参照のうえ、1月18日（金）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2013年1月22日（火）

13：30-14：30 中国日本商会IPG全体会合 [会員限定] 中国IPG会員のみ参加可

15：00-17：00 JETRO知財セミナー [公開]

受付：中国IPG会員の方 13：00から

中国IPG会員以外の方 14：30から

場所：長富宮飯店 2階 水蓮の間

北京市建国門外大街26号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会IPG

内容：

第1部 中国日本商会IPG（北京IPG）全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG各WG、中国人実務者研修会活動紹介
- ・ 「職務発明条例草案」及び「中国日本商会による意見書」の解説

電装（中国）投資有限公司 知的財産担当 前川 淳

第2部 JETRO知財セミナー（同時通訳）

- ・ 「中国特許法第33条を解説する～補正の制限～」  
北京林達劉知識産権代理事務所 電子部副部長 胡灵灵 氏
- ・ 「著作権法改正動向について」  
新聞出版総署 法規司 ご担当者

定員：80名

参加費：無料

詳細は弊社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

## 2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14：00～17：00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

### <必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

### <申込先>

JETRO北京事務所知的財産権部

E-Mail：[post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

---

### 【最新ニュース・クリッピング】

#### ○ 法律・法規等

1. 広州市、「專利行政法執行弁法」を2013年の立法計画に(国家知識産権網 2012年12月6日)
2. 広州市「專利行政法執行自由裁量權の規範化に関する規定」が發布(国家知識産権網 2012年12月12日)

#### ○ 中央政府の動き

1. 2013年度「全国專利事業發展戰略推進計画」が發布(国家知識産権網 2012年11月29日)
2. 国家知識産権局、文化関連産業の特許分析を初めて実施(国家知識産権網 2012年12月9日)
3. SIPO、上海技術フェアで知財関連活動の新しいあり方を模索(国家知識産権網 2012年12月7日)
4. 国家版權局、著作権集團管理組織への監視管理を強化へ(国家知識産権網 2012年12月10日)

5. 国家知識産権局、特許文献引用に関する分析・研究を実施(国家知識産権網 2012年12月14日)
6. 林業局、植物新品種保護に関する白書を発表(国家知識産権網 2012年12月24日)
7. 中国とオーストリア特許庁、PPHに関するコミュニケを発表(国家知識産権網 2012年12月24日)

○ 地方政府の動き

1. 中国(南京)特許交易会が開催、特許など1万5千件出展(国家知識産権網 2012年11月29日)
2. 貴州省、特許行政法執行の協働メカニズムを構築(国家知識産権網 2012年12月6日)
3. 広東省9都市、特許に係わる行政法執行の協力協定を締結(国家知識産権網 2012年12月24日)
4. 各地で特許をめぐる行政法執行強化、事件数が85%増、今年1~9月(中国知識産権資訊網 2012年12月26日)

○ 司法関連の動き

1. 文著協、App Storeを対象とする権利保護行動実施へ(中国知的財産権資訊網 2012年11月30日)
2. 北京市第一中級裁判所、「中国馳名商標」の司法保護を強化(中国知識産権報 2012年12月7日)

○ 統計関連

1. 中国の特許出願が世界一、全体の四分の一に(中国知識産権資訊網 2012年12月3日)
2. 1万人当りの特許保有件数が3.09件に、昨年末より30.4%増(国家知識産権網 2012年11月30日)
3. 中国技術交易所が特許オークションを実施、成約率37%(中国知識産権資訊網 2012年12月13日)
4. 中国の特許出願件数、米国を抜き世界一に、WIPO報告書(国家知識産権網 2012年12月13日)
5. 実用新案発展状況報告書が発表、有効件数112万件(中国知識産権報 2012年12月21日)

○ その他知財関連

1. 中国特許検索システムの英語版が登場、日本語版なども作成中(国家知識産権網 2012年11月30日)
2. 広州市で学生の知的財産権コンペティションを開催(国家知識産権網 2012年12月6日)

=====

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 広州市、「特許行政法執行弁法」を2013年の立法計画に★★★

広東省広州市は来年に「広州市特許行政法執行弁法」を作成する見通し。このほど公開された「広州市2013年政府規程作成計画」の意見募集稿に同「弁法」は14の正式プロジェクトの一つとして盛り込まれた。

「広州市専利行政法執行弁法」は「広州市専利紛争処理弁法」と「広州市専利詐称・侵害行為摘発弁法」の2つを合併して作成する予定。市の法制弁公室は2011年に現行の「広州市専利紛争処理弁法」と「広州市専利詐称・侵害行為摘発弁法」について半年を渡り立法評価を行なった。その結果、今までの実績と実施中に浮上した課題を踏まえて、科学性と合理性、実施可能性などを考慮し、2つの規定の合併を決定した。

「広州市専利行政法執行弁法」の作成は、市の専利をめぐる行政法執行業務の更なる規範化、公平で秩序よい市場の育成、法執行の効率向上などにつながるもので、イノベーション環境の整備とイノベーション型都市の建設に重要な意義があるとみられる。(国家知識産権網 2012年12月6日)

#### ★★★2. 広州市「専利行政法執行自由裁量権の規範化に関する規定」が発布★★★

広州市知識産権局の作成した「専利行政法執行の自由裁量権の規範化に関する規定」はこのほど、市人民政府により採択され、正式に発布、施行された。有効期間は5年。

広州市知識産権局は今年7月に同「規定」の作成作業を始めた。市知識産権局の専利行政裁判と強制措置に関する職権、裁量基準が盛り込まれ、2011年施行の「行政処罰自由裁量権の規範化に関する規定」とともに、広州市の専利行政法執行の自由裁量権に関する基準体系を構築するもので、法執行の実務を指導し、当事者の権益を効果的に保護するうえの役割が期待される。

国内の他都市では行政法執行の自由裁量権に関する規定は行政処罰の範囲に留まっているという。広州市は昨年に行行政処罰と行政許可の自由裁量権についての規範を確立し、今年に行行政法執行の他の分野における規範化作業を始動させた。(国家知識産権網 2012年12月12日)

#### ○ 中央政府の動き

##### ★★★1. 2013年度「全国専利事業発展戦略推進計画」が発布★★★

11月29日に江蘇省南京市で行なわれた第6回中国専利ウィークの開幕式で、国家知識産権局が「2013全国専利事業発展戦略推進計画」を発表した。同局の賀化副局長が基調演説を行なった。(専利：特許、実用新案、意匠を含む)

賀化副局長は演説の中で、昨年の専利戦略推進状況を顧み、専利戦略の推進体制の整備、関連目標の達成などを含めた成果を評価した上、2013年の推進計画について、国は今後3年から5年に「専利制度刷新」、「専利制度運行保障体系整備」、「経済・社会の発展に対する専利の支え」という3つの主体的任務と15の基本的任務、42の施策の実施を徹底することになっていることを説明した。

「国家知的財産権戦略綱要」と「全国専利事業発展戦略(2011-2020)」の実施に合わせて、国家知識産権局では年度計画を作成して専利戦略の実施を推し進める方針を固めた。そして、2011年開催の第5回中国専利ウィーク期間中に「2012年全国専利事業発展戦略推進計画」が発表された。今年10月に北京で開かれた、2012年度の推進計画の実施状況を総括する活動会議の後に、国家知識産権局は専利活動で浮上した新課題などを踏まえて、幅広く意見を募集して2013年度「推進計画」を作成した。(国家知識産権網 2012年11月29日)

##### ★★★2. 国家知識産権局、文化関連産業の特許分析を初めて実施★★★

国内の文化関連産業の特許技術の発展傾向を把握し、国内企業がイノベーションにより科学技術と市場競争の管制高地を制圧するよう支援するために、国家知識産権局はこのほど、文化関連産業の特許を対象に統計・分析を実施した。

文化関連の従来産業と新興産業の相違点とそれぞれの特徴、技術発展の傾向と地域的分布についてまとめたこの研究成果によると、▽国内の文化関連企業の特許保護意識が向上しつつあり、▽新興産業の発展と技術の進歩とは密接な関係があり、▽クリエイティブとイノベーションが新興産業の発展を駆動する核心的要素となり、▽新興産業群が形成し、▽産業と資本との融合が活発化していることなどがわかった。

研究成果は文化関連産業と科学技術との融合度合いを測る指標としての特許データの利用を可能にしたほか、関係促進策の作成や特許情報サービス体制の整備に寄与することが期待される。(国家知識産権網 2012年12月9日)

### ★★★3. SIPO、上海技術フェアで知財関連活動の新しいあり方を模索★★★

来年5月に開催予定の第1回中国（上海）国際技術輸出入交易会（上海技術フェア）で、紛争解決担当の知的財産権保護弁公室を設立したり、出展企業に特許担保融資、評価分析、特許保険などのサービスを提供したりするなど、国家知識産権局（SIPO）では技術取引における知的財産権関連活動の新しいあり方を検討している。12月6日に第1回上海技術フェアに関して開かれた記者会見で分かった。

上海技術フェア組織委員会の関係者によると、国务院の批准を受けて、商務部と科学技術部、国家知識産権局、上海市政府は2013年5月8日から11日にかけて上海で第1回上海技術フェアを共催することになった。国家レベルで構築した技術の展示、交流、取引を扱う国際的なプラットフォームを目指した同技術フェアは、イノベーションを趣旨に知的財産権保護の新しいあり方の模索、知的財産権を保護する中国政府のイメージのPRにも取り組む方針だという。

国家知識産権局では近年、特許関連の法整備、知的財産権早期警報体制の構築、特許価値分析方法の模索などをして知的財産権保護の強化を進めて、輸出入活動にまつわる整った知的財産権制度と保護策を提供するよう努めてきた。(国家知識産権網 2012年12月7日)

### ★★★4. 国家版權局、著作権集団管理組織への監視管理を強化へ★★★

国家版權局と複写権管理機構国際連合(IFRRO)が共催した「デジタル環境における著作権集団管理に関する国際シンポジウム」に出席した国家版權局の閻曉宏・副局長は、国は集団管理組織への監視管理を強化する方針だと明らかにした。

浙江省杭州市で先月末に開催されたこのシンポジウムに国際協会やシンガポール、米国、英国、ノルウェイなど国家の著作権の専門家と国内の政府関係者、有識者、著作権集団管理組織の代表らが参会し、デジタル環境における著作権集団管理の直面するチャンス、課題などについて議論を交わした。

閻曉宏・副局長が基調演説を行なった。国内の著作権集団管理が管理体制や許諾方法、使用料の徴収・分配などの面でまだ経験不足である現状を指摘するとともに、国としては今後、支援や監視・管理を強化する方針だと説明。副局長はまた、国家版權局では教科書の法定許諾に関する報酬支払い制度などを検討しており、来年第一四半期にも発表する見通しだと明らかにした。

中国は現在、音楽、文字、撮影、映画などの分野で著作権集団管理制度を実施している。昨年に5つの集団管理組織により著作使用料2億1千万元が徴収され、1億7千万元が権利者に分配された。このうち、中国音楽著作権協会の収入が8千万元で、中国音像著作権集団管理協会の収入が1億2千万元だった。(国家知識産権網 2012年12月10日)

### ★★★5. 国家知識産権局、特許文献引用に関する分析・研究を実施★★★

国内各地域の保有する特許の質とイノベーション能力を評価するために、国家知識産権局は各省、直轄市、自治区を対象に、特許文献の引用状況に関する分析、研究を実施した。

研究の結果によると、▽東部地域の特許文献の被引用数が多く、各地域のイノベーション能力が不均衡▽国内発明者の特許文献の被引用数が下降傾向にあり、特許の質の向上が待たれる▽米国、日本、ドイツの特許文献が中国で多く引用され、特許技術流入の趨勢が明らか——などが分かった。

中国における特許文献の引用状況を対象とする研究は今回が初めて。複数の指標を以て時間別、地域別に国内各地域及び主要外国の特許文献引用の実態を比較分析したもので、さらに中国の特許文献が米国で引用される状況について予備研究を行った。

今回の分析・研究活動の実施について、特許分野の引用文献の利用能力の向上と、引用の実態を評価する科学的システムの形成に寄与するものであろうと関係者が語る。(国家知識産権網 2012年12月14日)

#### ★★★6. 林業局、植物新品種保護に関する白書を発表★★★

国家林業局は12月19日、過去10年間ににおける中国の林業分野の植物新品種保護の基本状況と主な実績をまとめた「林業植物新品種保護10年間成果」白書を発表した。2002年から2011年までの10年間に、国家林業局は累計で林業植物新品種の出願659件を受理した。この内、外国権利者の出願が189件。登録件数は外国の85件を含めた283件だった。

林業局の関係者によると、林業分野の知的財産権保護の重要な内容である植物新品種の件数は過去10年間に安定的に増えてきている。国家林業局では相次いで4回の「林業植物新品種保護リスト」を発表し、69品種についての「測定指南」を作成した。林業植物新品種出願の代理人が200人以上に達し、登録された新品種のうち80%以上が普及されているなど、多くの成果を上げている。

中国は1997年3月20日に「中華人民共和国植物新品種保護条例」を初めて発布し、1999年4月に植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)に加盟した。(国家知識産権網 2012年12月24日)

#### ★★★7. 中国とオーストリア特許庁、PPHに関するコミュニケを発表★★★

国家知識産権局の田力普局長率いる代表団がこのほどオーストリア特許庁を訪問した。双方はウィーンで合同委員会会合を開き、「中国とオーストリアの特許審査ハイウェイ(PPH)に関するコミュニケ」と両国特許庁の協力に関する覚書に署名した。

両長官は、特許審査ハイウェイ、審査官研修、特許情報サービス、企業間の知的財産権交流および2013年の協力計画などについて幅広く意見交換を行なった。

代表団は滞在中、オーストリア商工会議所も訪問し、現地企業の出席する中国の知的財産権発展状況に関する発表会を開催した。(国家知識産権網 2012年12月24日)

#### ○ 地方政府の動き

##### ★★★1. 中国(南京)専利交易会が開催、特許など1万5千件出展★★★

第6回中国専利ウィークのメインイベントの一つとして、2012年中国(南京)専利交易会が11月29日、南京市にあるメイン会場で開催された。国家知識産権局の田力普局長と江蘇省の李学勇省長が開幕式に出席した後、展示会を見学した。

第6回中国専利ウィークの「特許で革新を守り、知恵で生活を変える」というテーマを貫いた今回の交易会は、省エネ・環境保護、戦略的新興産業分野の専利技術(特許、実用新案、意匠を含む)が主力となっており、展示面積が1万5千平方メートルに上る。全国の30以上の都市

からの企業50数社、150余の大学や研究機関による專利1万5千件余が展示される。開催規模は過去最高を誇る。

展示会を見学した田力普局長は、戦略的新興産業を育成・発展する上の鍵となる專利的推進には、▽專利戦略の実施徹底や、▽先導産業や支柱産業としての戦略的新興産業の位置付け強化が重要だとの認識を示した。(国家知識産権網2012年11月29日)

### ★★★2. 貴州省、專利行政法執行の協働メカニズムを構築★★★

貴州省で先日開かれた專利(特許、実用新案、意匠を含む)行政法執行活動に関する経験交流会において、省内の8つの市・自治州の知識産権局が「貴州省知的財産権機関による市・自治州を跨ぐ專利行政法執行の協働協定」を締結し、貴州省における專利行政法執行の協働メカニズムの構築で合意した。

國務院の「知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発を一層推し進めるための意見」と国家知識産権局の「專利行政法執行活動の強化に関する決定」を徹底し、知的財産権戦略の実施促進、專利権の保護強化、行政法執行活動の効率向上に着眼し、知的財産権の創造・運用・保護に相応しい優れた環境の整備を目指して、貴州省が協働メカニズムを構築する方針を固めた。

協働メカニズムによると、各市・自治州の知識産権局は、事件の立件、共同調査、移送および行政法執行と刑事司法とのドッキングなどの分野で互いに支援し、地域を跨ぐ法執行業務で協力を展開することになる。(国家知識産権網2012年12月6日)

### ★★★3. 広東省9都市、專利に係わる行政法執行の協力協定を締結★★★

広東省の広州市で開かれた「珠江デルタ地域專利行政法執行連合会議」の第1回会合に、広州、深セン、珠海、佛山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶の9都市の知識産権局の関係者が出席し、「珠江デジタル地域專利行政法執行協力協定」を締結した。

この「協力協定」は、珠江デルタ地域の專利行政法執行に係わる情報共有、協力体制の整備、知的財産権保護の高効率なメカニズムの構築を目指し、広東省知識産権局の主導により締結された。政策検討、業務交流、情報共有、法執行協力などの内容が盛り込まれている。

今回の会合により、珠江デルタ地域の專利行政法執行に関する協力メカニズムが確立され、経済モデル転換とグレードアップにおける知的財産権の重要な役割が再び確認された。各都市の間で專利を巡る法執行業務の協力を展開することにより、関連当局間の交流を強化し、規範的で秩序の良い知的財産権保護を実現し、権利保護コストの低減と法執行能力の向上、地域の知的財産権保護の強化に繋がることが期待される。(国家知識産権網2012年12月24日)

### ★★★4. 各地で專利をめぐる行政法執行強化、事件数が85%増、今年1~9月★★★

今年1~9月に全国の各知識産権局で專利(特許、実用新案、意匠を含む)をめぐる行政法執行(エンフォースメント)事件5942件を受付けた。去年の同じ時期より85%と大幅に増加した。国家知識産権局が発表した統計データでわかった。

「行政法執行の度合いが強化され、知的財産権保護環境が改善されている現れだ」と国家知識産権局の賀化副局長が指摘している。2010年10月に知的財産権侵害を摘発する特別行動の実施を國務院が決定したのを受け、国家知識産権局では專利を巡る行政法執行への指導を一層強化した。2011年6月以降に「專利行政法執行活動の強化に関する決定」など一連の施策を打ち出し、制度やメカニズムの整備、キャパシティー・ビルディングの支援などに取り組んできた。地方の各知識産権局も專利を巡る行政法執行業務を高く重視し、それぞれの「指導意見」を発布し、法執行業務に力を入れている。

今年1～9月に受理件数が多かった地方は広東、江蘇、山東、湖北、遼寧、河南、湖南、浙江、福建、貴州などで、このうち、トップ3の広東、江蘇、山東はいずれもおよそ600件に達している。地方の特許行政管理部門が悪質な権利侵害行為への取締りを日増し強化されているにより、特許権の保護における「高コストに低効果」という状況が変わりつつあるのだ。(中国知識産権资讯网2012年12月26日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 文著協、App Storeを対象とする権利保護行動実施へ★★★

中国文字著作権協会(文著協)は数十社の出版社と共同で、米アップル社のオンラインショップ、App Store(アップストア)を対象とする権利保護行動を実施する予定だ。11月29日に杭州市で行なわれた、デジタル環境における著作権集団管理を討議する国際シンポジウムに出席した同協会の陳建功会長が明らかにした。

文著協は年初に、中国人作家と出版社の権益をApp Storeが侵害していることへの懸念を公に示している。陳会長によると、同協会は調査や証拠収集の作業を進めているところで、管理当局の支援を受けながら適当な時期に権利を守る行動の実施に乗り出すことにしている。作家や出版社からの苦情を受け付けるための窓口も設けているという。

文著協は2009年より作家や出版社の代表としてグーグル、百度などとの交渉を始めており、著作権者の権利保護に努めてきた。また、同協会は現在、オーストラリアや英国、イタリア、米国、カナダ、シンガポール、日本、韓国、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン、ロシアなどの著作権集団管理組織と良好な協力関係を確立している。(中国知的財産権资讯网 2012年11月30日)

### ★★★2. 北京市第一中級裁判所、「中国馳名商標」の司法保護を強化★★★

中国馳名商標に関する事件1173件を結審している北京市第一中級人民法院(裁判所)は馳名商標の保護強化を目指し、専門の課題チームを設立し、馳名商標の保護と悪意の先駆登録の抑制についての研究に励んでいる。同裁判所が先日開いた「馳名商標の司法保護の強化」記者会見で、陳銳副院長が明らかにした。

記者会見において同裁判所の知名商標の司法保護に関する具体的な状況、強化策、最近審理した事件などについて関係責任者が説明を行なった。

2001年12月1日より施行された現行「商標法」で「中国馳名商標」制度が導入されて以来、北京市第一中級人民法院では商標関連の訴訟8780件を結審した。中国馳名商標に関する訴訟は1173件。このうち、658件で当事者が十分な証拠を提供しなかった理由でその主張は却下された。一方、同裁判所の審理により認定された中国馳名商標は109件に達している。

今年は11月20日までに、北京市第一中級人民法院は商標関連訴訟2172件を受理し、昨年通年の受理件数より23.19%増加した。(中国知識産権報 2012年12月7日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 中国の特許出願が世界一、全体の四分の一に★★★

国家知識産権局の昨年に受理した特許出願件数が初めて米国を上回り、全体の四分の一を占め、世界一位となった。南京市で行なわれた第6回中国專利ウィークを訪れている田力普・国家知識産権局長が明らかにした。

また、昨年に中国人権利者の「特許協力条約」(PCT)に基づいた国際特許出願は世界四位に上昇した。国内権利者は特許出願件数、特許登録件数、有効特許件数でいずれも外国権利者

を上回るようになった。このほか、中国は今年7月に特許出願の累計件数が100万件台を突破し、27年という世界で最も短い時間の達成だった。

今年は1月から10月に、国家知識産権局の受理した専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願が前年の同じ時期より27%増の156万9700件、専利登録が同32%増の101万4千件で、いずれも高度成長を続けた。（中国知識産権资讯网 2012年12月3日）

#### ★★★2. 1万人当りの特許保有件数が3.09件に、昨年末より30.4%増★★★

国家知識産権局が昨年11月に「2012年全国専利事業発展戦略推進計画」を発表して以来、専利戦略の推進で成果が現れており、専利をめぐる創造・運用・保護・管理の能力が大幅に向上した。今年10月末に全国では1万人当たり平均の特許保有件数が3.09件に達し、昨年末の2.37件より30.4%も増えている。江蘇省南京市で行なわれた「2013年全国専利事業発展戦略推進計画」発表会の席上で国家知識産権局の賀化副局長が明らかにした。

国家知識産権局では今年1～10月に特許出願38万6千件を受理した。前年の同じ時期より26.5%増加した。一方、特許登録件数が同32.9%増の12万件となっている。「特許協力条約」（PCT）に基づく国際特許出願が1万5375件で、同14.7%増えた。

その他の各分野でも実績を上げている。賀副局長によると、現在までにおよそ2000社の零細企業が公益サービスの専利委託管理を利用しているほか、今年1～9月の全国の専利担保融資が1942件、84億7千万人民元に達している。専利保護の法執行については1～10月に国家知識産権局の各部署で受理しまたは摘発した専利詐称事件は5942件で同146%と大幅に増加した。（国家知識産権網 2012年11月30日）

#### ★★★3. 中国技術交易所が特許オークションを実施、成約率37%★★★

4ヶ月にわたり行なわれた中国技術交易所の第3回特許オークションは幕を閉じた。オークションに出された特許のうち、37%にあたる87件が成約し、成約総額は425万5千元に上る。国内各地からのおよそ40社の企業が落札に成功した。最高の落札価格は200万元だった。

今回のオークションに出された232件の特許に、インターネットや集積回路、人間とコンピューターの相互作用、モノのインターネット、ビデオ処理、ネットワークセキュリティ、次世代インターネットなど分野の技術が含まれた。主催者は様々な措置を講じて、特許技術のPRや入札参加企業の募集に取り組み、成約率の向上に努めていた。

今回のオークションは中国科学院コンピューター所、中国技術交易所、北京海澱中科コンピューティング技術移転センター、北京集佳知的財産権代理有限公司が共催した。（中国知識産権资讯网 2012年12月13日）

#### ★★★4. トムソン・ロイター「イノベータートップ100」発表、中国企業はランクゼロ★★★

米トムソン・ロイターがこのほど発表した「TOP100 グローバル・イノベーター2012」に3Mやアルテラ、アップルなど米国、日本、欧州、韓国からの100の企業・研究機構がランクされたが、中国企業は1社も選ばれていない。

ランキングの発表は昨年の初発表に続き今年が2回目。特許件数、特許登録成功率、特許のグローバル性、特許の影響力に基づき、2回のリストに合わせて10国の企業・研究機構が選出されている。今年は米国が47社で1位、日本が25社で2位となっている。また、韓国からは7社、欧州からはフランス企業13社を含めた21社がランクインした。

米フォーチュン誌が今年に発表したグローバル500企業ランキングに中国企業の数が初めて日本を上回り、2位となっている。しかし、今回のランキングからは、規模も利益も膨らみつつある中国企業にイノベーション能力が立ち後れていることが伺える。特許出願件数の世界全

体に占める比率が2000年の4.3%から現在の22%と大幅に向上したものの、中国の経済規模からも特許出願の品質からもみて、「イノベーション国家」の基準にはまだまだ道遠しだと言わざるを得ない。(中国知識産権资讯网 2012年12月14日)

#### ★★★5. 中国の特許出願件数、米国を抜き世界一に、WIPO報告書★★★

世界知的所有権機関(WIPO)が12月11日に発表した最新の報告書によると、2011年の中国の特許出願件数は52万件を超え、米国の50万件を上回った。米国に続いて日本が34万件で3位。中国は2010年に日本を抜き、2011年には米国を追い越すという躍進を果たした。

2011年には、中国国家知識産権局が受理した国内及び外国からの特許出願は52万6412件で、米国の50万3582件を超えていることが報告書で示されている。同じ時期に受理した発明特許、実用新案、意匠の3種類出願の合計は163万3347件で、世界最大の受理国となった。これまでの100年間、この首位の座はドイツ、日本、アメリカの3カ国に占められていた。

報告書のデータによると、世界経済は低迷しているが特許出願件数は増加を保っている。2009年から2011年、世界全体で専利出願が29万3900件増加し、中国の増加件数がその中の72%をしめる。2011年は世界中で約214万件の特許が出願され、前年から7.8%増加し、初めて200万件を突破した。

発表会見でWIPOのフランシス・ガリ事務総長は「世界経済の先行きは不透明であるが、世界は依然として積極的なイノベーションの姿勢を維持している」と述べた。(国家知識産権網 2012年12月13日)

#### ★★★6. 実用新案発展状況報告書が発表、有効件数112万件★★★

国家知識産権局はこのほど、中国の実用新案制度の発展状況をまとめた報告書を発表した。報告書によると、昨年に国家知識産権局の登録した実用新案が40万8千件で、前年より18.6%増加した。また、昨年末時点の実用新案の有効件数が112万1千件に達している。

中国の実用新案出願件数は1997年に5万件に達し、初めて世界1位となった。その後、2008年に20万件、2009年に30万件、2010年に40万件をそれぞれ突破し、さらに2011年には前年より42.9%増の58万5千件に達した。実用新案の出願件数は2000年に世界全体の42%を占めていたが、出願件数の大幅増にともない、2010年には世界全体の83%を占めるようになった。

一方、実用新案をめぐる無効審判請求の比率は減少の傾向を示している。2002年に無効審判請求が756件で、当年の登録件数5万7484件に1.31%を占めたが、2011年は登録件数40万8千件に対してわずか0.32%の1323件だった。実用新案の質が向上しつつあることがうかがえる。(中国知識産権報 2012年12月21日)

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 中国専利検索システムの英語版が登場、日本語版なども作成中★★★

中国専利検索システムの英語版は11月29日、正式に運用開始した。専利審査業務の国際協力・交流の促進、国内外のユーザーの需要に着眼して、専利情報・審査情報の発布、共有を促し、国家知識産権局のサービス能力を向上させる狙いで作成した。

中国専利検索システムは今年4月27日に運用開始した。安定的な運行とタイムリーなデータ更新、改善しつつある機能により、国内外のユーザーに注目され、評判を受けている。システムの機能の更なる改善を目指し、国内外ユーザーの需要を満たすために、国家知識産権局では多言語インターフェースの開発を決定した。今回運用開始した英語版は第一陣で、今後はスペイン語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語などのインターフェースも相次いで登場する予定。

中国専利検索システムは国家知識産権局により開発されたもので、専利出願の基本情報と審査情報が揃っている。ユーザーは同システムを通じて、必要な情報を検索し利用することができる。(国家知識産権網 2012年11月30日)

★★★2. 広州市で学生の知的財産権コンペティションを開催★★★

広州市の大学や高校、中学、小学40校余の学生・生徒およそ500人の参加する知的財産権保護教育コンペティションがこのほど、広州市にある鉄道職業技術学院で開催された。市の教育局と知識産権局、科技・情報化局が共催した。

コンペティションは広東省と広州市の知的財産権分野の専門家、弁理士が審査員として招待され、小学、中学、高校、大学の4部門に分けて、「知的財産権知識」と「クリエイティブ・発明」の2部分で競い合われた。

コンペティションに参加したクリエイティブ作品は計88点。参加作品の多くは日常生活に近いクリエイティブなデザインだった。特許権などを出願しようとする作品について、広州市は補助金を提供したりするなど支援を行なう方針だという。(国家知識産権網 2012年12月6日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行 : JETRO北京事務所知的財産権部

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved